

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

消防本部 予防課

許認可等の内容		危険物製造所等の完成検査前検査
根拠法令等及び条項		消防法第11条の2第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	危険物の規制に関する政令第8条の2第3項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>危険物の規制に関する政令 第8条の2</p> <p>3 法第11条の2第1項の政令で定める工事の工程は、次の各号に掲げる工事の工程とし、同項の製造所、貯蔵所又は取扱所にかかる構造及び設備に関する事項で政令で定めるものは、当該工事の工程ごとに、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 屋外タンク貯蔵所の液体危険物タンク（岩盤内の空間を利用する液体危険物タンク（以下「岩盤タンク」という。）を除く。）で、その容量が1000キロリットル以上のものの基礎及び地盤に関する工事（底部が地盤面下であり、頂部が地盤面以上にある液体危険物タンクその他の特殊な構造を有するものとして総務省令で定める液体危険物タンク（以下この条、第8条の4及び第11条において「特殊液体危険物タンクという。））にあつては、基礎及び地盤に関する工事に相当するものとして総務省令で定める工事）の工程当該液体危険物タンクの構造及び設備に関する事項のうち第11条第1項第3号の2に定める基準（特殊液体危険物タンクにあつては、当該基準に相当するものとして総務省令で定める基準）に適合すべきこととされる事項（以下「液体危険物タンクの基礎及び地盤に関する事項」という。）</p> <p>(2) 前項の液体危険物タンクに配管その他の付属設備を取り付ける前の当該タンクのタンク本体に関する工事の工程当該液体危険物タンクの構造及び設備に関する事項のうち第11条第1項第4号に定める基準（水張試験（水以外の適当な液体を張って行う試験を含む。以下同じ。）又は水圧試験に関する部分に限るものとし、特殊液体危険物タンクにあつては、当該基準に相当するものとして総務省令で定める基準とする。）に適合すべきこととされる事項（以下「液体危険物タンクの漏れ及び変形に関する事項という。」）並びに当該液体危険物タンクの構造及び設備に関する事項のうち同項第4号の2に定める基準（同号の試験のうち真空試験その他の総</p>	

務省令で定める試験に関する部分を除くものとし、特殊液体危険物タンクにあっては、当該基準に相当するものとして総務省令で定める基準とする。)に適合すべきこととされる事項(以下「液体危険物タンクの溶接部に関する事項」という。)

(3) 屋外タンク貯蔵所の岩盤タンクのタンク本体に関する工事の工程当該岩盤タンクの構造及び設備に関する事項のうちタンク本体の安定性に係る基準として総務省令で定める基準に適合すべきこととされる事項(以下「岩盤タンクのタンク構造に関する事項」という。)

(4) 液体危険物タンク(第1号及び前号に掲げるものを除く。)に配管その他の付属設備を取り付ける前の当該タンクのタンク本体に関する工事の工程当該液体危険物タンクの構造及び設備に関する事項のうち第9条第1項第20号、第11条第1項第4号、第12条第1項第5号、第13条第1項第6号、第14条第6号、第15条第1項第2号、第17条第1項第8号若しくは第2項第2号又は第19条第1項に定める基準(水張試験又は水圧試験に関する部分に限るものとし、アルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の総務省令で定める危険物(以下この条において「アルキルアルミニウム等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所の液体危険物タンクにあっては、第15条第1項第2号に定める基準に相当するものとして総務省令で定める基準とする。)に適合すべきこととされる事項

・政令第8条の2第3項に基づく事項が消防法第10条第4項の技術上の基準に適合していること。